

会社法341条は株主総会の決議につき定足数 に頭数要件を定款の定めにより設けること を認めていないとした事例

—東京高等裁判所令和4年10月31日判決金融・商事判例1664号28頁⁽¹⁾—

藤 嶋 肇

【事実の概要】

1 (1) Y (被告・被控訴人) は、昭和40年に設立された各種自動車運転技術の指導教授等を目的とする株式会社である。X (原告・控訴人) は、Y の設立当初からの株主であり、遅くとも昭和49年頃には Y の取締役役に就任し、平成11年3月30日から平成29年3月16日までの間 Y の代表取締役であった。

(2) Y の定款 (以下「本件定款」という。) の変更

Y の株主総会決議の方法に関する定款規定は、平成21年5月8日に開催された臨時株主総会において、次のアからイに変更された (以下「本件定款変更」という。)。同臨時株主総会には議決権を行使することができる株主全員が出席し、出席した取締役は X、A 及び B で、X 及び A はいずれも当代表取締役であったところ、同臨時株主総会においては、X が議長を務め、本件定款変更は、施行日を規定する条項が追加された上、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成により可決された。

(1) 原審は千葉地方裁判所令和4年3月23日判決金融・商事判例1664号35頁

なお、Yは、A、B及びXの父によって設立された会社であり、Aは長男、Bは二男、Xは三男である。

ア 変更前の定款11条（以下「旧定款11条」という。）

〔表題なし〕

総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除く外出席した株主の議決権の過半数をもってこれをなすものとする。

イ 変更後の定款12条（以下「定款12条」という。）

（決議の方法）

株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の2分の1以上が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

なお、旧定款11条及び定款12条は、いずれも「第3章 株主総会」中に存在する。また、本件定款には、定款変更の前後を通じて、旧定款11条ないし定款12条のほかには、株主総会決議の定足数や決議要件に関する規定は存在しない。

定款17条によれば、取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。

(3) Yの株主構成

本件定款変更当時、Yの株主は、X、A、B、C（Aの妻）であり、その持株数は、X、A、Bが各6080株、C2280株であった。

平成29年2月16日当時、Yの株主は、X、A、B、C及びYであり、その持株数は、X及びAが各6840株、Bが6740株、Cが2280株、Yが100株であった。同日、Cは、一般社団法人J（以下「J」という。）に対し、10株を譲渡した。同年12月2日、Cは、D（Aの子であり、平成24年10月20日以降、

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例
代表取締役を務めてきた。)及びE(Dの弟)に対し各10株を、F(Dの妻)及びG(Eの妻)に対し各1株を譲渡した。

平成31年2月25日開催の被告の定時株主総会時点におけるYの株主構成は、下記のとおりである。

D10株、X6840株、A6840株、B6740株、C2248株、Y100株、E10株、
F1株、G1株、J10株

(4) 平成31年2月25日開催の被告の定時株主総会(以下「本件総会」という。)

本件総会時点におけるYの取締役及び監査役の構成は、下記のとおりである。

(ア) 取締役

D、X、A、E及びH(いずれも平成29年2月26日重任)

なお、Hは平成30年12月31日に取締役を辞任したが、本件総会当時、辞任登記は未了であった。

(イ) 監査役

C(平成27年2月28日重任)

Dは、平成31年2月17日、下記のとおり本件総会を開催する旨の招集通知を发出した。

(ア) 日時 平成31年2月25日午前9時

(イ) 場所 東京都江戸川区〈略〉

(ウ) 決議事項(抜粋)

取締役4名選任の件(候補者:A、D、E、H)

監査役1名選任の件(候補者:C)

本件総会当日、本件総会の会場には、X、D、B及びJ代表理事Iの4名が臨席したところ、Dは、本件総会は定足数を満たしていないので

一切の決議ができないため、報告事項に移る旨宣言した。これに対し、Xが定足数を満たしていると述べて抗議したところ、Dは、不規則発言があり会の続行ができないと述べて流会を宣言し、Iとともに退出した。

Xは、引き続いて、自身が議長に就任することを提案し、Bの賛成を得て、議長に就任した旨宣言した。Xは、さらに、取締役4名選任の件につき修正議案として、X、K、L及びMを、監査役1名選任の件につき修正議案としてOを選任する旨を提案し、X及びBはこれらに賛成した。Xは、これらが可決され、会社提案は否決された旨宣言した（以下「本件決議」という。）。

同日、X、K、L及びMはY取締役の、OはY監査役の就任を承諾した。

なお、本件総会当日、Yの株主であったE、F及びG（以下「Eら」という。）は、本件総会の会場がある上記建物の駐車場にいたが、本件総会の会場には臨場しなかった。

(5) その後の株主総会

Dは、平成31年3月13日、令和2年2月25日、同年3月7日、令和3年3月9日及び同月23日、株主総会と称する集会を開催し、X等が出席したが、いずれにおいても、Dは、定足数を満たさない旨宣言し、審議を行うことなく閉会した。

Xは、Yに対し本件総会において、X、K、L及びMが取締役に、Oが監査役にそれぞれ選任され、取締役についてはその任期終了後も新たな取締役が選任されていないとして、取締役としての権利義務又は監査役の地位の確認を求めるとともに、それ以前の取締役であったD、A、E及び監査役であったCが任期満了によりその地位になくなり、上記各選任により会社法346条1項に基づく権利義務を有する地位にもないとして、

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例

権利義務の不存在の確認を求めた。

なお、Yは、Xが会社法346条1項に基づき被告の取締役としての権利義務を有していることを認めている。

2 原審（千葉地方裁判所令和4年3月23日判決令和2年（ワ）第317号）においてXは、定款12条が会社法341条に違反し役員を選解任に対しては適用されない、仮に適用されるとしても本件総会が行われた建物にEらも臨場しておりDがAの委任状を持参していたと考えられるから、本件総会は定足数を満たしていたというべきであり、Dの流会宣言は議長としての権限を濫用したものであるから総会は有効に継続しており、Xを議長に選任した上で行った本件決議は有効であると主張した。

それに対しYは本件総会が定款12条に定める定足数を満たしていないこと、Xが代表取締役であったときに本件定款変更を主導したものであるから、定款12条の有効性を争うことは信義に反すると主張した。

原審は、定款12条は、Y株主総会の決議の定足数について、議決権を行使することができる株主の2分の1以上の出席を要する旨を定めるところ、当該規定は、その表題及び文言、本件定款中における位置づけ、本件定款中には定款12条のほかに株主総会決議の定足数や決議要件に関する規定が存在しないことに照らすと、役員を選解任決議に対しても適用があるものと解されるとし、本件総会は、定款12条による決議の定足数を満たしていなかったと認められると述べ、Xら選任する旨の本件決議は、定足数を満たしていなかったため無効であり、XらはYの取締役ないし監査役の地位に就いたとは認められないとし、Xの請求を棄却した（Xが取締役の権利義務を有することはYも認めていたため、Xの取締役の地位にあることを確認する部分の請求は却下された）。

3 Xは、控訴審において、定款12条は、出資額ではなく、頭数に応じて会社の意思決定に参加する権利を与えるものとなっており、上記原則に違反するとともに、株主を議決権数に応じて平等に扱わなければならないとする株主平等の原則（会社法109条1項）にも違反していること、また、定款12条は、実質的には一人一議決権を有する制度を導入したものであるところ、Yのように公開会社でない株式会社において、株主ごとに異なる取扱いを行う旨定款で定める（会社法109条2項）に当たっては、総株主の半数以上であって総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって決議されなければならない（会社法309条4項）が、本件では、定款変更として決議されており、会社法109条2項の規定を潜脱していると主張した。

Yはデッドロック状態が生じても、会社法854条及び346条の規定により、会社の経営が機能不全に陥ることを回避することが可能であり、また、デッドロック状態が生じることにより、多数派株主は、株主総会の決議を成立させるため、少数派株主と交渉する必要が生じ、この結果、少数派株主の意思が会社の意思決定に反映されることを期待し得え、とりわけ、被控訴人のような小規模閉鎖会社においては、少数派株主の保護のため、頭数要件を設けることは有用であると定款12条の有効性を主張した。

【判 旨】

原判決取り消し、請求認容（上告・上告受理申立て）

(1) 本件総会の継続（議長による流会宣言の効力）について

「議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有し（会社法315条1項）、議長の宣言により、株主総会は開会し、また、閉会する。そして、

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例

議長は、公正中立に議事進行を行うことが求められ、動議が出された場合には、濫用的なものでなければ、これを総会に諮ることが必要である。これを本件についてみると、上記認定のとおり、定足数の充足をめぐって、Xらが、議長であるDに対し、抗議した上、Xが議長の交代を求める動議を出したところ、これは議長の不信任動議であるから、Dは当該動機（ママ）を総会に諮る必要があったというべきである。この点、Yは、Xらの発言が不規則発言であり、議場を混乱させるものであったと主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、かえって、Xらの抗議や動議の提出は、議場を混乱させるようなものであったとまでは認められない。しかるに、議長であるDは、提出された動議を総会に諮ることをしないまま流会を宣言したものであり、議事の途中であったといわざるを得ず、Dの流会宣言によっても本件総会は終了していないと認めるのが相当である。」

(2) 定款により役員を選解任に係る株主総会決議の定足数に頭数要件を設けることの可否

「株主総会の決議の定足数及び決議要件に関する会社法の規定についてみると、309条1項は、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨規定し、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとする一方、これらにつき定款で別段の定めをすることができる旨を規定している。これに対し、同条2項は、1号から12号までに列挙する株主総会（会社の基盤に大きな変動を生じさせたり、株主への影響が大きい事項に関して決議する株主総会）の決議にあっては、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行わなければならないと規定するとともに、定足数につき定款で割合を3分の1以上と定めた場

合にはその割合以上、決議要件につき定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合以上と規定しており、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとしているほか、柱書で、決議要件につき一定の株主の賛成を要すること等の要件を付加することができる旨規定している。そして、株式会社における役員の選解任に係る株主総会決議については、309条とは別に、341条の規定がおかれ、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数によると規定して、定足数及び決議要件のいずれについても議決権数によることとし、定足数につき定款で3分の1以上の割合を定めたときはその割合以上、決議要件につき定款で過半数を上回る割合を定めたときはその割合以上によるとされている。

以上のような各規定の体裁からすると、会社法は、株主総会の決議における定足数及び決議要件について、資本多数決の観点から議決権数によることを基礎としつつも、定款によって異なる定めをすることを許容するのを原則としているが、会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定しているものということができる。すなわち、341条は、「第309条第1項の規定にかかわらず」とした上、定足数については「3分の1以上の割合を定款で定めた場合」、決議要件については「これ（過半数）を上回る割合を定款で定めた場合」と規定し、定款で定めることができる内容を限定している。そして、前記のとおり、定款で定めることができる内容を限定していることは、309条2項においても同様である。このような株主総会決議における定足数及び決議要件に関する309条1項、同条2項、341条の各規定が設けられた趣旨に照らすと、会社法は、役員の選解任に係る株主総会決議については、議決権数による定足数及び決議要件の下限を定めるとともに、定款で定めること

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例ができる内容を限定して、資本多数決によることを徹底しているものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、定款12条は、株主総会の決議につき定足数に頭数要件を設けたものであるところ、会社法341条は、このような頭数要件を定款で定めることを認めていないことからすれば（これを認めると、同条の趣旨である資本多数決の徹底が図られないこととなる。）、定款12条が定める定足数の規定は、役員の選解任に係る株主総会の決議には適用されないものと解するのが相当である。」

【研究】判旨結論賛成

- 1 本判決は、動議が提出されている状態での議長の流会宣言の効力と、株主総会決議について定足数に頭数要件を設ける定款の規定の役員選任決議への適用の可否を取り扱ったものである。議長の議事進行に関しては、従来の議長の権限についての議論の内容を踏襲するものである。一方、定足数に頭数要件を設ける定款規定の役員選任決議への適用については、取締役選任決議の決議要件に頭数要件を追加する定款規定を有効と判示した先例があり、株主総会の定足数、決議要件の加重に際して、どのような場合にどのような内容が可能かについてなお議論の余地を残すことになった⁽²⁾。
- 2 本判決では、前提問題として動議が提出されているにもかかわらず議長が行った流会宣言の有効性が検討されている。これにつき、以下のよ

(2) 金融・商事判例1664号28頁（解説匿名コメント）によると、「株主総会の決議につき定足数に頭数要件を設けた定足数の規定は、役員の選解任に係る株主総会の決議には適用されないとした、知られている限り初めての裁判例」という。

うな先例がある⁽³⁾。東京地判昭和29年5月7日下民集5巻5号632頁は、「議長Aは、その同調者とともにはじめから流会にしようという考えを持っていて、議場が一時乱れたのを幸にして、法律上も事実上も、議事に入ることが可能であるにかゝらず、あえて議事に入ることをさけ、閉会を宣言して一味の者とともに退場したのであり、このように議長が総会の議事進行についての権限を濫用した場合には、たとえ総会を終了する旨の宣言をしても、総会はこれによつて終ることなく、議長及び退席者は自らその権限及び権利の行使をせずして任意退場したに過ぎないとみるのが相当である。したがつて、B等残留株主によつてなされた延期の決議はもとより適法であるといわなければならない。」とし、神戸地判昭和31年2月1日下民集7巻2号185頁は「一旦総会が開催された場合においては、もはや招集権者のみならず、議長も議案を残しながら総会に諮らずして閉会を宣言するのは違法であり、かゝる宣言は無効であるから総会に諮らずに行つたA議長の閉会（同議長は、「流会」の語を使っているが、この場合「閉会」といつても差異はない。）の宣言は、無効といわざるをえない。従つて、A議長が開会を宣した当初から同人の退場後もその場に残留した大多数の株主出席のまま、引続き総会は、開催されているものといわねばならない。」とした。さらに、一般社団法人に関する事例として、東京地判平成23年4月27日判例タイムズ1355号232頁は「一般法人法54条によれば、社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有するものとされており、その権限自体は、総会に提出された議案を付議するかどうか、あるいは、議案についての審議を打ち切って総会を終了させるかどうかにも及ぶものと解される。しかしながら、議長は、総会に提出された議案については、

(3) 前掲注2金判28頁(匿名コメント)および酒巻俊雄・龍田節編『逐条解説会社法第4巻機関・1』中央経済社、2008年、174頁〔浜田道代〕参照

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例やむを得ない事情がない限りは、これを付議すべき義務を負うと解すべきであるから、やむを得ない事情もないのに恣意的に議案を付議しないことは許されないと解すべきである。したがって、議長が、やむを得ない事情もないのに、自らの意に沿わない議案が可決されるのを妨害するため、あるいは、自らの意に沿う議案が否決されるのを防止するため、あえて議案を付議せずに閉会を宣言したとしても、そのような行為は議長の権限を濫用するものとして効力を生じず、社員は、総会を続行することができるかと解すべきである。…しかしながら、議長による散会宣言が議長の権限を濫用するもので効力を生じない場合であっても、散会宣言によって総会が終了したと判断して退場した正会員が多数に及び、その後に行われた会議をもはや散会宣言前の総会が継続したものとみることができないような場合には、社会通念上総会は終了したとみるほかはなく、散会後に行われた決議を有効な総会決議と評価することはできないというべきである。」として、権限濫用的な散会宣言後の決議の効力が認められる要件について言及している。

議事日程を終了した時、議長は総会の閉会を宣言するが、学説によると、議長の閉会宣言は確信的なものに過ぎないとするもの⁽⁴⁾、議長の閉会宣言によって株主総会が終了するとするものがある⁽⁵⁾。株主総会の閉会後に残留した株主によって決議が行われたとしてもそれは有効な決議としては認められないが、議事日程終了前に閉会宣言が行われるなど議長の権限行使が濫用的であった場合には、株主総会は終了せず、残留株主による株主総会決議が有効になりうるという点で違いはない⁽⁶⁾。本件

(4) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法(5)株式会社の機関(1)』有斐閣、1986年、172頁〔森本滋〕、鈴木竹雄「株主総会の議長」上柳克郎ほか編『会社法演習Ⅱ』有斐閣、1983年、42頁。

(5) 酒巻・龍田編・前掲注2 174頁〔浜田道代〕

(6) 岩原伸作編『会社法コンメンタール7 機関 [1]』有斐閣、2013年、278頁〔中西ノ

においては議長交代の動議が提出されており、これは議長不信任動議であるから総会に諮らなければならないと解されている⁽⁷⁾。それをせずになされた流会宣言が権限の濫用に当たるとした判旨は是認できる。

- 3 定足数に頭数要件を設ける定款規定の役員選任決議への適用については、類似の先例として前記東京高判令和3年4月22日がある⁽⁸⁾。その中では役員選任決議の成立の可否が争われる中で、「株主総会の決議は法令に別段の定ある場合を除くほか出席株主全員の同意を要する」という定款の定め有効性が問題となった。上記判決では、「かかる定款の定めも、原則として有効と解すべきであるが、計算書類の承認等、定時株主総会において必ず決議すべき事項についてまで出席株主全員の同意が要求されると、決議が成立せず会社運営に支障を来すおそれがあるから、当該定款は、上記の特定の決議事項に適用される限度において例外的に無効であると解するのが相当である。」「取締役の選任決議について、出席株主全員の同意を要する旨の同条の定めを置くに当たっては、当然のことながら、そのメリットやデメリットが検討されたものと推認される上、これまで同条を定款に関する自治により改定する機会は存在したものと認められる。また、同条により、仮に株主総会による決議の成立

↳ 敏和]

- (7) 中村直人編著『株主総会ハンドブック〔第5版〕』商事法務、2023年、451頁〔中村直人〕。上柳・鴻・竹内編・前掲注4 169頁〔森本〕、酒巻・龍田編・前掲注2 173頁〔浜田道代〕。もっとも本件の場合、役員を選解任以外には定款12条の適用があるとすれば、議長選解任の動議も決議できないのではないかという疑問も生じる。中村編・前掲注7 453頁によれば議事進行上の動議は出席株主の議決権の過半数で決するとされているところ、定款12条は議案の決議の要件を定めたものと解するならば、議事進行上の動議は出席株主の議決権の過半数で決することも許されると解する。
- (8) 東京高判令和3年4月22日LLI/DB判例秘書L07620657。原審は東京地判令和2年8月19日LLI/DB判例秘書L07531726

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例が不可能となった場合でも、役員等に欠員が生じた場合の措置（会社法346条参照）といった代替手段があることに鑑みれば、当該定款の定めを無効と解する必要はないというべき」と判示した。

会社法309条1項には「定款に別段の定めがある場合を除き」という文言があり、株主総会決議の定足数および決議要件について定款による別段の定めを明文で許容している。他方、会社法341条は「第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない」という文言であり、かっこ書き以外に明文で定款による別段の定めを規定していない。

この点について、以下のような見解が主張されている⁽⁹⁾。まず、会社法立案担当者の見解として、役員を選任及び解任の決議については「累積投票制度や種類株主による取締役の選任など少数株主の意向を反映させるための制度が別途設けられている」ことを理由として「会社法309条においては、決議要件として頭数要件を設けることが認められているが、会社法341条においては、このような要件の加重は認められていない」という⁽¹⁰⁾。

(9) 東京高判令和3年4月22日の評釈として弥永真生「判批」ジュリスト1564号2頁、内藤裕貴「判批」金融・商事判例1649号2頁、大塚和成「判批」銀行法務21 891号71頁、潘阿憲「判批」法学教室505号138頁。学説の所在、分類については上記の評釈を参照した。

(10) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』商事法務、2006年、82頁（相澤哲・細川充）、98頁（相澤哲・石井裕介）、岩原編・前掲注6 156-157頁〔松尾健一〕は「役員を選任決議・解任決議については、頭数要件を設けることはできない」という。

学説においては、「取締役の選任・解任につき株主全員の同意を要求する定款は、閉鎖型のタイプの会社において有用であり、かつ、たとい株主総会決議の成立が不可能でも代替手段があるので、無効と解する必要はない」とする見解が多数とみられる⁽¹¹⁾。

本事案では定款での別段の定めの内容として、定足数についてのみ、かつ出席株主の有する議決権割合ではなく単純な株主数としたことが特徴的である。この点について、まず341条の趣旨につき、「会社経営にとって役員地位の重要性を考慮すれば、その選任にはできるだけ多くの株主の意思を反映させ、できるだけ慎重な手続きをする必要がある。そこで、定款による定足数の軽減を議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満にすることができないとして、定足数軽減の下限を定めた」ものとする見解がある⁽¹²⁾。上記の趣旨から定足数の引き上げについては、これを認めるものが多数とみられる⁽¹³⁾。

この点、定足数の趣旨に立ち戻って考えるならば、それは資本多数決を前提として一定数の議決権を有する株主が出席して行われた総会決議が、株主総会の意思形成として正当性を有することを担保する機能を有するものと考えられる。もっとも、309条および341条は実務上の要請から明文でその正当性担保の要件を緩和している、つまり下限を示しているものと見ることができる。原則として普通決議および特別決議において決議成立の正当性は出席株主の頭数ではなく、出席株主の議決権数によ

(11) 江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』有斐閣、2021年、371頁、弥永・前掲注9 3頁、内藤・前掲注9 5頁、潘・前掲注9 138頁も当該定款規定の有効性に同意する。

(12) 酒巻・龍田編・前掲注3 336頁〔奥島孝康〕。岩原編・前掲注6 546-547頁〔加藤貴仁〕も同旨。

(13) 奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法2【第2版】』日本評論社、2016年、120頁〔潘阿憲〕、岩原編・前掲注6 552頁〔加藤貴仁〕

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより設けることを認めていないとした事例で確保されている。この点を踏まえ、「会社ないし株主に重大な影響を及ぼす事項を決議する場合における株主総会の決議の定足数及び決議要件については、資本多数決を徹底し、定款で定めることができる内容を限定している」とする判旨も相当といえる⁽¹⁴⁾。

もっとも、役員選任決議について厳格な資本多数決が要求される理由については、文言解釈を徹底したうえで上記会社法立案担当者の見解に沿っているものと思われるが、その実質的理由につきやや明確さに欠ける。本事件の特殊性として、定款規定があることを利用し、少数派の株主側が株式を譲渡し新たに零細な株主を作り出し、それらを欠席させることによって株主総会の定足数を満たさず役員選任決議を行えなくすることによって、結果として従前の役員構成を固定しようとしたという事実関係があった。定足数は、その総会における決議の正当性を担保するもの、すなわち意思形成の前提をなすものであり、決議要件は意思形成をするのに必要なものと考えらるならば、その株式保有の多寡にかかわらず総会決議を行うこと自体が妨げられることが、株式会社の法律関係における資本多数決に抵触するものであるという点に注目せざるを得ない⁽¹⁵⁾。

さらに付け加えるならば、そもそも本件における変更後定款12条「議決権を行使することができる株主の2分の1以上が出席し」という文言は、株主の有する議決権数に一切言及しておらず、そもそも会社法341

(14) 仮に全株主の同意を要件とする場合には、言い換えるならば「すべての議決権を有する株主が出席し、出席株主の議決権のすべてを有する株主の同意」となるからこれは資本多数決の極端な場合であり、本判決はそれと抵触するものではないと考える。

(15) もっとも近時は資本多数決の意義が根本から問い直されつつある。一株一議決権が正当化される根拠につき、瀧川裕英「日本私法学会シンポジウム資料VI株主総会の領分」商事法務2335号 63-64頁

条が明文で定める定足数の下限を満たしているとは言えず法令に違反する⁽¹⁶⁾。控訴審においてXは「定款12条は、実質的には一人一議決権を有する制度を導入したものであるところ、Yのように公開会社でない株式会社において、株主ごとに異なる取扱いを行う旨定款で定める（会社法109条2項）に当たっては、総株主の半数以上であって総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって決議されなければならない（会社法309条4項）」と主張する。属人的定めの内容の限界の問題はあれ、非公開会社についてはこれが妥当であると考え⁽¹⁷⁾。

- 4 本判決は役員選任決議（会社法341条）における定足数、決議要件について判示したものであり、それ以外の普通決議、特別決議については特定の立場を明らかにしたものではない。しかし、判決理由中で309条1項が明文で別段の定めを置くことを許容していること、同条2項柱書で決議要件につき一定の株主の賛成を要すること等の要件を付加することができる旨規定していることに触れていることから、これらの場合においては頭数割要件も許容されうると読み取ることができる。しか

(16) 特殊決議における頭数割要件については、309条3項4項によると頭数割による同意かつ議決権割による同意が求められているが、厳密には決議要件であり定足数のみを単独で定めていない。もっとも、決議要件を満たすために必要な株主数、議決権割合を有する株主が出席していなければならないため、それが実質的には定足数の役割を果たしている。

(17) まず、定足数が会社法105条1項3号に掲げる「議決権」に含まれるのかという点については、株主総会で決議を行うための要件として広義の議決権に含まれると解する。次に、累積投票（会社法342条）や取締役の選任に関する種類株式（会社法108条1項9号）の規定が存するところ、会社法109条2項を根拠にそれらとは異なる内容を定められるのかという点については、上記種類株式（会社法108条1項9号）が既に資本多数決の例外を許容しており、非公開会社においては役員選任決議の際の厳格な資本多数決の要請は緩和されていることから属人的な定めも可能と解する。

会社法341条は株主総会の決議につき定足数に頭数要件を定款の定めにより
設けることを認めていないとした事例
し、その場合でも株主の権利に関する属人的定めの規定がある以上、定
款によって定めることができるのは資本多数決に要件を加重するものに
とどまり、議決権割合を一切排除するような資本多数決を覆す内容まで
は許容されえないと考える。

株主総会決議の定足数および決議要件については、法律は下限を定める
ものであり、加重については会社運営の円滑と株主の利益の保護のバラ
ンスの観点から定款自治に委ねられるものと解釈されてきた。しかし、
定時株主総会において必ず決議すべき事項については全員一致の決議要
件を許さないとする東京高裁令和3年4月22日判決⁽¹⁸⁾、役員選解任決議
については頭数割合を許さず厳格な資本多数決を要求する本判決と、加重
の限界について判断が示されつつある。多岐にわたる論点につきさらなる
検討が求められる。

(18) LLI/DB 判例秘書 L07620657